

前年度実績に基づき算定できる加算等について  
(児童福祉法)

下記加算等について、前年度実績を確定した上で、4月15日までに届け出ることにより、4月1日に遡って加算等を算定することができます。

その他の加算等について算定する場合は、通常通り前月の15日までに届け出てください。

(下記以外の加算を4月15日までに提出した場合は、5月サービス提供分からの算定となります。)

サービス名	加算名	必要書類
児童発達支援	基本報酬	・報酬算定区分に関する届出書（児童発達支援）
児童発達支援・放課後等デイサービス	看護職員加配加算（主たる対象を重症心身障害児とする事業所のみ）	・看護職員加配加算に関する届出書 ・加算対象となる看護職員の資格が確認できる書類
福祉型障害児入所施設	看護職員配置加算	・看護職員配置加算に係る届出書 ・加算対象となる看護職員の資格が確認できる書類